

下記条件を満たした上で、下の図に進んでください。

- ア 建築確認申請又は建築工事届の建築主が国でないもの。
- イ 3階以下の建築物で居住専用の戸建て住宅でないもの。
- ウ 建築物において基礎より上部の部分において、本事業以外の国からの助成を受けていないもの。
- エ 新築及び増改築する助成対象の床面積（4階建て未満の建築物の住宅部分・非木造部分を除く）が10㎡を超えるものであること。

